

新型コロナウイルス感染症の 感染拡大防止に向けた要請

新型コロナウイルス感染者の県内感染者が40人を超え、県内においてもクラスターが発生するなど感染拡大の可能性が否定できない厳しい状況となっています。

感染拡大防止のためには、市民の皆さま1人ひとりのこれからの行動にかかっています。そして、皆さまの行動が自身はもとより大切な家族や友人などの生命・健康を守り、私たちの社会を守ることに繋がります。

次の3つのことをしっかりと自覚し、決して自分だけはあるいは若いから大丈夫だと油断することなく危機感をもって責任ある行動をお願いします。

※4月16日時点の情報です。

3つの強い強いお願い

1 うつらないための自己防衛

こまめな手洗いや定期的な換気、3つの密を避けるなど、感染しないように自己防衛を徹底する。

2 うつさないための配慮

体調不良の場合は、迷わず自宅で療養し、やむを得ず他人と接触するときは距離を置くななど、周りの人にうつさないよう配慮する。

3 不要不急の外出を自粛

県外の緊急事態宣言の対象地域への訪問はもとより、県内でも仕事や生活に支障がない限り、不要不急の外出を自粛する。

【医療保険事務に従事している皆さまへ】

日々、不安とリスクに向き合いながら、市民の生命と健康を守るため、目に見えない新型コロナウイルスとの戦いの最前線で、今このときも全力で奮闘されている皆さまに心より敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応



詳しくは、市ホームページをご覧ください。

まずは電話で相談



①複数の病院を受診せず、「帰国者・接触者相談センター(☎089-909-3483)」に相談してください。

※24時間対応、土日・祝日含む。

②次のことに注意し、帰国者・接触者相談センターから勧められた医療機関を受診してください。

▶受診前に、医療機関に電話連絡をしてから受診してください。

▶受診時は、手洗いや咳エチケットを徹底する。

どんな症状？



①風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上(妊婦、高齢者、基礎疾患などがある人は、2日程度)続いている。

②強いだるさや息苦しさがある。

③2週間以内に東京や大阪などの感染が流行している地域に行ったことがあり①②の症状がある。

④新型コロナウイルス感染症と診断された人と接触したことがある。

※基礎疾患：糖尿病・心不全・呼吸器疾患がある、透析を受けている、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている。

各種相談

【感染症の疑いなどの相談】

▶県コールセンター☎089-909-3468

▶保険健康課☎49-7021(執務時間中)

▶厚生労働省(午前9時～午後9時)

☎0120-565-653

【中小企業・小規模事業者支援の相談】

▶宇和島商工会議所☎22-5555

▶日本政策金融公庫宇和島支店☎22-4766

▶吉田三間商工会☎52-2233

▶津島町商工会☎32-2215

▶愛媛県信用保証協会宇和島支所☎22-6556

▶商工観光課商工係☎49-7080

3密を避ける

■密閉・密集・密接

3つの条件がそろえば集団発生の危険が高くなる。咳エチケットや手指衛生に加えて3密を避ける。

■屋外でも注意

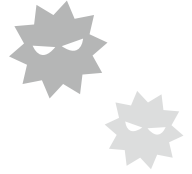
屋外でも、密集・密接には注意が必要。人混みに近づいたり、大きな声で話しかけることなどは避ける。

■できるだけ「ゼロ密」を

3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するためゼロ密を目指す。

※市ホームページに手引きを掲載しています。

各種支援制度



生活総合相談窓口

【と き】 平日 午前8時30分～午後5時15分

【ところ】 市役所 1階(水道局料金窓口横)

【内 容】 生活資金貸付、税・国保料などの納付猶予、事業者支援、農林水産業支援など各種支援制度などの説明や問合先の紹介など

※感染予防対策を行い、プライバシーに配慮した相談窓口とします。各支所は、本庁相談窓口との連携により対応します。

【問合先】 新型コロナウイルス生活総合相談窓口

☎49 - 7777 FAX 24 - 1124 ✉ c-sodan@city.uwajima.lg.jp

生活福祉資金制度による特例貸付

当面の生活資金や生活再建資金を貸し付けます(無利子、保証人不要)。

【対 象】 新型コロナウイルスによる影響を受けて、休業や収入の減少、失業などにより生活資金に困っている人

	上 限	償還期間
緊急小口資金	10万円(特例は20万円)	2年以内
総合支援金	複数世帯：20万円/月 単身世帯：15万円/月 ※貸付期間：原則3ヵ月。	10年以内

【問合先】 社会福祉協議会 ☎23 - 3711

利子補給金

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動に支障が出ている中小企業者などを支援するため、運転資金である県単貸付金にかかる利子を補給します。

【対 象】 新型コロナウイルス感染症対策資金を利用した中小企業者などのうち、市内に住所および事業所がある個人、主たる事業所がある法人

【対象経費】 貸付金に対し年1%以内の利子

【期 間】 3年

【問合先】 商工観光課 ☎49 - 7080

緊急地域雇用維持助成金

地域雇用安定のため、感染症の影響により休業などを余儀なくされた事業主が負担する休業手当に要する費用の一部を助成します。

【対 象】 次のすべての条件に当てはまる人

- ▶ 市内に事業所がある法人または個人
- ▶ 特例による国の雇用調整助成金の支給決定を受けた事業主

【金 額】 休業手当負担額の10分の1以内

【問合先】 商工観光課 ☎49 - 7080

【市立宇和島病院からのお知らせ】

新型コロナウイルス感染症の院内感染防止対策として、来院者に、検温・調査票の記入をお願いしています。待ち時間が長くなることがありますのでご理解をお願いします。また、南側玄関およびコンビニ横出入口を閉鎖しています。ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。

中小企業者支援制度拡充

新型コロナウイルス対策の支援制度が拡充されました。詳しくは、折り込みチラシをご覧ください。

- ▶ テイクアウト・デリバリー・ドライブスルー事業
- ▶ 衛生対策事業
- ▶ 小規模事業者持続化事業など

【問合先】 商工観光課 ☎49 - 7080